

太陽光発電設備等に係る 固定資産税（償却資産）について

償却資産とは、製造や小売、農業などの事業を個人または会社で営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産を言います。

太陽光発電施設も償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となることがあります。

課税対象について

	余剰売電 (発電された電気を自家消費に充て、 残った電気を電力会社に売却)	全量売電 (発電された電気の全量を 電力会社に売却)
個人 (住宅用)	<課税対象外> 個人利用を主な目的とした資産であるため、 事業用資産に <u>該当しない</u> 。	<課税対象> 収益を得ることを目的としている ため、事業用資産に <u>該当する</u> 。
個人 (事業用)	<課税対象> 本来の事業の付随業務であるため、 事業用資産に <u>該当する</u> 。	<課税対象> 収益を得ることを目的としている ため、事業用資産に <u>該当する</u> 。
法人	(例) 賃貸住宅の屋根に設置した太陽光発電設備は、 不動産賃貸業の業務の一部として取扱う。 (発電した電力をすべて入居者が利用して いても課税対象)	

課税対象となる資産

◎太陽光パネル（家屋の屋根材となっている場合を除く）

◎架台 ◎送電設備 ◎電力量計 ◎パワーコンディショナー など

※太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数…17年

（耐用年数政令別表第2「31電気事業用設備」の「その他設備」の「主として金属のもの」）

課税標準の特例について

次の条件を満たす場合、初めて課税された年度から3年度分の課税標準額が3分の2になります。

- ① 固定価格買取制度の認定を受けて取得した、再生可能エネルギー発電設備であること
- ② 再生可能エネルギー発電設備の認定通知書に記載されている「発電出力」が10kw以上で、太陽光発電設備であること
- ③ 平成24年5月29日から平成28年3月31日までに取得された資産であること

※根拠法令…地方税法附則第15条第33項、地方税法施行規則附則第6条第55項

特例を受けるために

特例を受けるためには、取得した翌年の1月31日までに、以下の2種類の書類を提出していただく必要があります。

- ① 償却資産の申告書
- ② 経済産業省または代行申請機関発行の「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」（認定通知書）の写し

ご不明な点がございましたら、
税務課までお問い合わせください。



問い合わせ先

〒501-1292

岐阜県本巣市文殊 324 番地

本巣市役所 税務課 課税係

TEL 0581-34-5022（直通）